

オンライン講習事務規程

制 定 令和4年1月14日 消安セ規程第2号

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第31条の6第6項の規定に基づき、消防庁長官の登録講習機関として行う消防設備点検資格者講習及び規則第4条の2の4第4項の規定に基づき、総務大臣の登録講習機関として行う防火対象物点検資格者講習並びに規則第51条の12第3項の規定に基づき、総務大臣の登録講習機関として行う防災管理点検資格者講習の各講習事務を安全センターが実施する消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習及び防災管理点検資格者講習のうち、オンライン講習（以下「オンライン講習」という。）で実施する場合の特例について必要な事項を定める。

2 この規程で特に定める事項以外は、消防設備点検資格者講習事務規程（平成12年12月22日制定）、防火対象物点検資格者講習事務規程（平成14年12月12日制定）及び、防災管理点検資格者講習事務規程（平成20年11月13日制定）を適用する。

(講習事務の一部委託)

第2条 安全センターは、オンライン講習について、次に掲げる事務を別表に定める消防設備協会及び防災事業団体に委託することができる。

- (1) 広報に関する事務
- (2) その他講習に付随する事務

(オンライン講習の実施計画)

第3条 オンライン講習の実施計画は、安全センターのホームページに掲載するものとする。

(オンライン再講習の受講の申請)

第4条 オンライン講習で再講習を受けようとする者は、次に定める項目を電子申請により提出しなければならない。

- (1) 氏名（漢字・カナ）
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 本籍
- (5) 現住所
- (6) 電話番号
- (7) 勤務先名

- (8) 勤務先住所
- (9) 勤務先電話番号
- (10) 免状用写真データ
- (11) 免状の写し
- (12) その他、安全センターが必要とするもの

(オンライン再講習の受講の申請の受理及び通知)

第5条 前条のオンライン再講習の受講の申請が提出され、受理した場合は、受講申請者へメールでID及びパスワードを発行し、オンラインでの受講が可能な状態になったことを通知する。

(オンライン再講習修了者に対する免状の交付)

第6条 安全センターは、オンライン再講習を修了した者に対して、修了証を発行し、後日免状を交付するものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月14日から施行する。